

令和元年度 第1回さいたま市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 議事録

日時：令和元年7月9日（火）10：00～11：30

場所：市民会館うらわ 705・706集会室

【次第】

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 「さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」平成30年度進行管理について
 - (2) 第2期さいたま市子ども・子育て支援事業計画骨子案について
- 3 閉会

【資料】

- 席次
- 名簿
- 次第
- 資料1 「さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン進行管理（まとめ）」
- 資料2 「進行管理表（子ども・子育て支援事業計画必須記載事業）」
- 資料3 「進行管理表（その他事業）」
- 資料4 事前質問回答票
- 資料5 第2期さいたま市子ども・子育て支援事業計画 策定概要
- 資料6 第2期さいたま市子ども・子育て支援事業計画 骨子案
- 資料7 意見記入用紙及び返信用封筒
- さいたま市社会福祉審議会条例写し
- さいたま市子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定に係る基礎調査報告書

【出席者・欠席者（敬称略）】

〈委員〉

出席委員・・・生形雅美、大野智子、小熊千代、小野雄大、片柳香子、川方弘子
小林秀祐、佐々木彩子、須崎統子、鈴木文子、鈴木真由美、辻美
由紀、朽原正浩、長岡有実子、濱田浩、半田達也、松尾創、松島
万里子、松本辰美、山中冴子、若松隆

欠席委員・・・石塚章夫、田口邦雄、武田ちあき、刀根洋子、服部圓、巻淳一

〈事務局〉

・子ども未来局

子ども育成部：小田嶋部長／子育て支援政策課 加藤参事（兼）課長／他

幼児未来部：幼児政策課 小池課長／のびのび安心子育て課 大砂課長／
保育課 大久保課長／他

子ども家庭総合センター：田中次長（兼）総務課長／

児童相談所 薄田参事（兼）所長／

子ども家庭支援課 野田課長／他

総合療育センターひまわり学園：総務課 竹内課長／医務課 黒須課長／
育成課 高山課長／

療育センターさくら草 杉本副参事／他

・保健福祉局

保健部：健康増進課 星野参事（兼）課長／他

保健所：地域保健支援課 小林参事（兼）課長／他

【開 会】

- (1) 新任委員紹介
- (2) 執行部幹部職員紹介
- (3) 子ども育成部長あいさつ

・本市では、子育て支援に関する市民のニーズや期待の高まりを受けて、次世代を担う子ども・青少年を社会全体で育てていく気運を醸成し、「子育て楽しいさいたま市」の実現に向けて、職員一丸となって子育て支援の各施策に取り組んでいる。

・平成31年4月1日現在の保育所等利用待機児童数は、前年度より78人多い393人となった。共働き世帯の増加や駅周辺部における住宅建設などを背景に新規利用申込者数も過去最高を記録している。

待機児童解消に向けて、引き続き地域の保育ニーズを見極め、認可保育所等の施設整備を行うなどにより、保育の受け皿確保を図るとともに、保育コンシェルジュなどを活用したきめ細やかな相談支援にも取り組んでいく。さらに保育・教育の質の維持向上に向け、保育士・幼稚園教諭の人材確保を推進する。

・10月からは、幼児教育・保育の無償化が予定されており、3万人を超える児童が無償化の対象になると見込まれることから、事務手続きの効率化を図りな

がら円滑に対応していく。

- ・放課後児童クラブの待機児童については、昨年度は受け入れ児童数を713人拡大したものの、4月1日現在の待機児童数は前年度より13人増加し392人となった。今後も積極的に整備を行い、待機児童の解消を図っていく。
- ・今後も、乳幼児期から青少年期に至るまで切れ目のない支援を充実させ、未来を担うすべての子どもが健やかに成長できる環境づくりの推進に努めていく。
- ・今年度は、さいたま市・子育て支援事業計画「さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」計画期間の最終年度にあたり、令和2年度からの次期計画を作成する期間になる。計画の策定に向けて、委員の皆様から意見をいただきながら、検討していきたい。
- ・委員の皆様には、子ども・青少年・子育て世代のため、また、これからの児童福祉行政のために忌憚のないご意見を頂きたい。

(4) 委員の出席状況

委員定数27人に対し半数以上の21人の出席があり、「さいたま市社会福祉審議会条例」の規定により、児童福祉専門分科会成立の報告

(5) 配布資料の確認

(6) 傍聴希望者なし

【議 事】

(山中会長)

議事に入る前に一言ご挨拶させていただきます。

本日は、令和元年度第1回目の会議であり、2つの議題があります。

1点目は、「さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」平成30年度進行管理につきまして、評価が細かくついた資料を用意していただいておりますが、そちらについて。

2点目は、「第2期さいたま市子ども・子育て支援事業計画 骨子案」について、ということで、いずれも重要な議題になっております。委員の皆様には、それぞれご専門の立場から様々なご意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

まずは、議題の1「さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」平成30年度進行管理について、執行部から説明をお願いします。

(子育て支援政策課長)

子育て支援政策課長の加藤です。よろしくお願いいたします。

まず初めに、先日委員の皆様へ事前送付させていただいた資料から、数値の修正がありますのでご説明させていただきます。

恐れ入りますが、お手元の資料2「さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」進行管理表（平成30年度）【子ども・子育て支援事業計画必須掲載事業】

をお願いします。

1ページでございます「事業番号14子育て支援センター(保育所併設型)事業」につきまして、事前送付させていただいた資料では、実績値が114,900人となっておりますが、正しくは114,601人となります。本日机上に配布させていただいている資料の数値は修正後の数値となっております。お詫びして訂正いたします。大変失礼いたしました。

それでは、「さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プラン」の平成30年度進行管理についてご説明させていただきます。お配りしておりますA4の資料1「さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プラン進行管理(まとめ)」を用いて、説明させていただきます。この資料は、配付しております資料2及び資料3の進行管理表をまとめたものでございます。

表紙をめくって、2ページをご覧ください。まず、「さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プラン」の「計画の位置付け」ですが、この計画は、平成27年度から令和元年度までの5か年の計画として策定し、「さいたま市総合振興計画」の下に、「保健福祉総合計画」の部門別計画として位置付け、推進しております。

3ページをお願いいたします。こちらは、「計画の基本的な考え方」をまとめております。さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プランは、「子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考える地域社会」を目指すことを基本理念とし、子ども・青少年の視点、すべての子ども・青少年・子育て家庭への支援の視点、社会全体による支援の視点という3つの視点のもと、「子ども・子育て支援法」に基づき、5つの基本目標を定め、再掲事業を除いた91の事業を掲載し推進しております。

また、平成29年度には、計画の中間年度にあたり、量の見込み及び確保方策を見直すとともに、新たに子どもの貧困対策についての章を設け、さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プランと子どもの貧困対策を一体的に進めているところでございます。

子どもの貧困対策につきましては、現在貧困に陥っている子ども・青少年・家庭に対する支援及び「貧困の連鎖」への対策と、次世代の子ども・青少年・家庭が貧困に陥ることを防ぐため、短期的・長期的な両方の視点に立った「子どもの貧困対策を支える基盤づくり」と、「子どもの貧困対策における施策の柱」の2本立てで施策を展開しております。

「基盤づくり」はすそ野が広いため、本市の各分野別計画から基本目標・基本施策に合致する多くの事業の一部を例示しております。

「施策の柱」につきましては、様々な困難を抱えている家庭に支援が確実に届くよう、また、困難な状況が次代に連鎖しないよう、「さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プラン」に既に掲載されている事業を除き28の事業を実施しております。

なお、今回は、「子ども・子育て支援法」に基づいて定めた5つの基本目標のもと推進している91事業及び、子どもの貧困対策の施策の柱として掲載している28事業の合計119事業について進行管理を行います。

4ページをご覧ください。この119事業について、前年度の事業内容を振り返り、各事業の進行状況による評価や展開の検討を各事業の所管において行っております。

平成30年度の事業評価について、ご説明いたします。

評価におけるA、B、Cの基準につきましては、あくまで目安ですが「A」は90%以上の達成、「Bの概ね達成」は70%以上90%未満、「Cの改善余地あり」は70%未満として、この3つの指標を用いて、評価をしております。

平成30年度の全体の評価ですが、A評価及びB評価とした事業が119事業中、113事業で、95.0%でした。また、C評価の「改善余地あり」とした事業が6事業、5.0%でございました。

5ページをご覧ください。こちらは、平成30年度の事業評価につきまして、基本目標別に一覧にしております。

6ページをご覧ください。このページから、基本目標ごとに、各事業の名称と評価を一覧にしております。なお、事業名が太字になっているものは、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画 必須記載事業」で、資料2に詳細を記載しています。一方、事業名が細字になっているものは、これに該当しない「その他事業」で、資料3に記載しています。この6ページから14ページまでにつきましては、資料2及び3に各事業の詳細が記載されていますので、後ほどご覧ください。

15ページをご覧ください。ここからは、計画必須記載事業の中の、いくつかの事業について、ご説明させていただきます。

まず、事業番号9「放課後児童クラブ」の整備についてでございます。この事業は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、放課後等に家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立支援を図るものです。平成30年度につきましては、19か所の民設クラブを開設するなど、受入可能児童数を713人拡大しました。その結果、目標としていた受入可能人数11,623人に対し11,147人となり、達成率が9割以上となったことからA評価としておりますが、一方で待機児童が生じており、その解消が課題となっております。待機児童解消に向けて余裕教室の活用を含めた積極的な施設整備を推進していく必要があると考えております。

続きまして、事業番号10「時間外保育（延長保育）事業」になります。この事業は、保護者の就労形態の多様化や通勤の長時間化等に伴い、11時間の開所時間を超えて必要とされる、保育需要に対応するものです。延長保育の実施施設数について、平成29年度から14施設増加し、218施設で実施できることとなり、9

割以上の達成率となったことから A 評価としております。

16 ページをご覧ください。事業番号 20 「ファミリー・サポート・センター運営事業」になります。この事業は、育児の援助を受けたい方と育児の援助を行いたい方の相互援助活動により、子どもの預かりや保育施設などへの送迎を行うことで、子どもを持つすべての家庭が安心して育児・仕事を続けられる環境を整備する事業です。育児の援助を行う提供会員数について、平成 30 年度は 1,020 人を目標としておりましたところ、平成 29 年度から 66 人増加し、目標を超える 1,104 人とすることができましたので、A 評価としたものでございます。なお平成 30 年度から、ひとり親家庭の方を対象として、ファミリー・サポート・センターの利用料の半額を助成しております。

事業番号 29 「妊産婦・新生児訪問指導事業」になります。この事業は、妊婦健康診査の結果、保健指導が必要とされた妊婦、出生連絡票により訪問希望のあった里帰り出産を含む新生児、乳児及びその保護者を対象に、妊産婦・新生児及び乳児の健康増進と育児不安の軽減を図るため、助産師や保健師などが訪問指導を行う事業です。訪問件数について、平成 30 年度は 12,540 件を目標としておりましたところ、平成 29 年度から 468 件増加し、目標を超える 13,104 件となったため「A」評価としたものでございます。この事業は、子育て世帯の孤立の防止目的もありますので、今後もより多くの方が利用できるよう、広報を行うとともに、継続支援が必要な対象者については、訪問後にカンファレンスを実施し、支援方針を検討する等、きめ細やかな支援につなげています

17 ページをご覧ください。事業評価 C 「改善余地あり」と評価した 2 事業について、ご説明いたします。

まずは、事業番号 45 「子育てヘルパー派遣事業」です。この事業は、体調不良や、昼間、家事や育児の手伝いをしてくれる方がいない家庭、養育支援が必要である家庭に対し、ヘルパーを派遣し、家事や育児援助を行う事業です。実施事業者を 2 者とする目標に対して、1 者に留まったため、C 評価としたものです。引き続き、より利用しやすい事業となるよう検討してまいります。なお今年度より、実施事業者数は 8 社となっております。

事業番号 65 「ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業（就労支援）」です。この事業は、ひとり親家庭の母等の就業・自立を促進するため、就業に関する各種相談に応じるほか、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習など就業に向けた支援を行う事業です。介護職員初任者研修参加者を 30 人とする目標に対して、7 人の参加に留まったため、C 評価としたものです。研修の実施時期等の見直しや、周知・広報の在り方、研修内容のニーズの調査の実施を検討し、一人でも多くの方が参加して講習会を修了し、自立につながるよう支援を行ってまいります。なお、委員の皆様から事前にいただいた質問につきましては、お手元の「資料 4 事前質問回答票」に質問内容及び回答をまとめておりますので、ご確認いた

できますようお願いいたします。

以上、各事業の進捗状況等について説明をさせていただきました。全体としては、概ねAまたはB評価となりましたが、待機児童の問題など、市民のニーズ、期待に十分に答えられていないことでもあります。今後におきましても、子ども、青少年、子育て世代のため、多様化する子ども・子育て支援に関するニーズに応えられるよう、各施策を推進してまいりますので、引き続き、委員の皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

(山中会長)

どうもありがとうございました。

事業数が多岐にわたっております。必須の事業91に加えて、その他事業について資料2と資料3に詳しく掲載していただいております。子どもの貧困対策についても一体的にやるということで、併せて119事業と多くの事業名と内容について資料1、2、3に掲載され、また口頭で説明いただいたところです。A評価が非常に多いですが、A評価ですら課題があるということでもあります。また、資料2や資料3をご覧くださいと、評価の指標がそれぞれの事業の性格により異なっております、何人参加したとか、何%達成したとかのように数値で出るものもあれば、実施したことでAだったり。適正な実施ということが一つの指標としての説明があったりと、そのあたりの幅もございますので、評価をつけてくる担当の方も難しかったんだろうということもあるのですが、委員の皆様から意見を頂戴したいと思っております。ご意見ご質問をぜひお出しいただきたいと思っております。また資料4として事前に出していただいた質問に回答をつけていただいております。この資料4に係るところでも結構ですので、ぜひご発言をお願いいたします。ご発言をされる際は、恐れ入りますが、最初にお名前を言っていただきますようお願いいたします。

(小林委員)

小林でございます。

資料4の質問を出した者ですが、回答文を読ませていただきまして、残念ながら承服しかねるといふか納得しかねますので、もう一度教えていただきたいと思っております。資料4の質問1で、同じことが1年前にもあったのですが、平成29年度の際は、適応指導教室に通う児童生徒が125という数値がそこに書かれていて、しかも事業そのものは、平成30年度以降も拡大するとなっていたわけです。にも拘わらず、回答をしてみると、通室生の受入れ人数が90人程度となるから、これで評価して平成30年度はA評価だということになっている。先ほどの課長の説明を聞いて思ったが、評価がAかBかCかをいうのではなくて、一体課題は何なんだろうということだと思ふ。

平成29年度に125人の子どもたちを受け入れておいて、でも現状では90人しか受け入れられませんよ。ということだったら、そこで担当する方は「どうしたらもっと受け入れられるんだろう。」ということについてご尽力いただきたいと思

う。その方向性がこの回答では読めません。一方で、拡大しますよ。と言いながら、この1年の間にどのようなことが行われたのかということが判らないので、この回答では承服しかねます。

つぎに、資料4の質問2ですが、スクールソーシャルワーカーの配置の問題です。私の疑問は早期発見、早期対応のところなので、小学校に配置する割合をもっと増やした方が良いということで、質問させていただいた。残念ながら、それに対する説明が回答のどこを読んでも読み取れません。つまり、どうして小学校に14名で、教育相談室に17名配置というバランスだったのか。それから、今年度は増えたので、小学校への配置も増えたが、でも小学校24名で教育相談室に18名ですね。6カ所の教育相談室に18名だから、単純に計算すると1カ所3名ずつ位ですね。一方小学校の数はもっともっとたくさんあるのに配置していない。小学校にもっと配置をしてもいいはずなのに、小学校に配置しないで、教育相談室に配置しているのか。

その説明が回答の中で読み取ることができないので、承服しかねます。できれば、もう一度回答していただきたいと思います。以上です。

(山中会長)

ありがとうございました。資料4事前質問回答票の回答についてのご意見です。質問1、2とも、問われていることについての直接の回答としては、距離がある書かれ方をしているというのは、ご指摘のとおりだと私も思います。

質問1の回答では、運営について工夫をされているというところがありますので、そこについても併せて具体的に回答をいただくといいのではないのでしょうか。質問2については、スクールソーシャルワーカーの配置についてですが、教育相談室に集中的に配置するという一方で、小学校全体の配置になっていない。小学校に配置する割合を増やすべきというご質問ですが、配置の根拠についてご説明いただければと思います。関係される所管の方はいらっしゃいますか。

(子育て支援政策課長)

今回、事前にいただいた質問に所管が作成した回答を資料として出させていただきました。本日所管が欠席のため、小林委員から改めてご指摘いただいたご意見を事務局より所管に伝え、具体的な内容が判るような回答を作成していただき、後日委員の皆様にお示しさせていただきます。

(小林委員)

お手数おかけしますが、よろしく申し上げます。

(山中会長)

この件につきまして、委員さんの中にも学校教育の専門の方も複数いらっしゃいますが、関わるところで何かご意見ございますか。後日回答をいただけるということですので、何か併せて関連するところであればご意見を出していただければと思います。

－ 発言なし －

それでは、この件については後日何らかの形でご回答をいただけるということで、よろしくお願いします。

他にいかがでしょうか。

(小野委員)

子育て当事者の小野でございます。資料2事業番号3「保育所等(0～2歳児)」について、評価Bとあります。目標と実績とさらに令和元年度の目標と数値を注目して見てみると、認可保育所等と地域型保育で数字を分けられている。認可保育所等では、例えば0歳児の認可保育所等が平成30年度の目標1,760に対して達成値が1,698、地域型保育になると目標435に対して達成値が539とむしろ地域型保育の方が上回っています。

1～2歳児でも認可保育所等では目標8,565に対して達成値が7,147で地域型保育は1,463に対して達成値が1,692と認可保育所等では目標値に対して達成値が若干下回り、地域型保育では上回っている。それを踏まえて令和元年度の方策としては、認可保育所等を増やす目標を立てていて、地域型保育については減少させるようになっていますが、これはどういう意味を持つのか。むしろ地域型保育の小規模やナースリールームで0歳や1歳児の枠を増やしていくイメージなのかなと思うのですが。令和元年度の方針性は全体的に拡大と書かれているのですが、地域型保育については縮小しようという方向を向いていらっしゃるのか、そのあたりを教えていただきたいと思えます。

(山中会長)

ありがとうございます。認可保育所等と地域型保育の目標値のバランスをどのように考えてこのような数値になっているのかといった質問でございます。ご担当の方よろしくお願いします。

(のびのび安心子育て課長)

評価につきましては、70～90%の達成率でBとなっております。地域型保育事業につきましては、事業所内保育事業と小規模保育事業となります。小規模保育事業所等の整備については課題がありますことから、その課題を踏まえまして、令和元年度の目標値は比較的少ない設定としました。その課題といいますのは、小規模保育事業所等につきましては2歳で卒園となり、卒園後の受入れ先として連携施設を確保しなければならないという法律の定めがありますが、この4月に確保期限が5年間延長されることになりました。

既存の小規模保育事業所等において連携施設の確保が出来ていないという状況が多くございますことから、整備の抑制を行うものです。

来年度以降も、周辺に小規模保育事業所等が少ないなど小規模保育事業の整備ができるような地域があれば、低年齢児の受け皿として整備を進めていきたいと考えておりますが、全市的には困難であるという状況から、目標値が下がっている状況

です。

(小野委員)

前日もそのようなお話がありました。3歳の壁というんでしょうか、小規模を卒園した児童の行先がなくなってしまうということをおっしゃっていると思いますが、小規模を抑制するという方向を向くのがいいのかどうか。3歳で受け入れ先がなくなるので、結局もう最初から芽を摘んでしまうような方向を向いているようなすごく危険な印象を受けた、というのが正直なところです。自分の子どもも最初、小規模から入って認可保育所に繋げていけたという、すごく助かったという実感があるものですから、抑制するという方向がどうなのかということが意見としてあります。

(山中会長)

これに関わって意見のある委員の方ございますでしょうか。

— 発言なし —

よろしいですか。

大変重要なお意見だと思います。ちなみに地域型を抑制することについてはご説明いただいたのですが、認可を増やすということについてのご説明もいただいでよろしいでしょうか。

(のびのび安心子育て課長)

認可保育所等につきましては、年々保育ニーズが高まっているというところを承知しておりますので、できる限りの整備を続けていきたいという考えでございます。

(山中会長)

この点について、関わっている委員の方からのご意見はいかがでしょうか。

— 発言なし —

よろしいですか。

あとお一人位になってしまいましたが、いかがでしょうか。

(半田委員)

半田でございます。児童相談所のところでお尋ねします。里親の委託率について、厚生労働省から示された目標が50%で昨年度末の実績が40%と大変すばらしいと思います。もう一つ、乳幼児75%に対する市の数値というのはどうなっているのか教えてください。

(山中会長)

事業番号は何番になりますか。

(児童相談所長)

その他事業の49番になります。

ただいまのご質問につきまして、乳児の資料が手元にないため、この場で把握している29年度のみになります。21%となっております。

後ほど、事務局を通して報告させていただきます。大変申し訳ありません。

(半田委員)

私は里親会をやっているのですが、気になるのが埼玉県における児童養護施設は、さいたま市内というより県の北の方にたくさん点在してまして、市だけでいうと市の外への委託はできないというか、辞めたりすると里親のところへ来てしまう。

逆にさいたま市には乳児院があるものですから、ここでいう75%以上を達成しようとする、市の中での計画をきちんと立てないと目標の達成というか進展が難しいのではないかと思います、質問させていただきました。

(山中会長)

ありがとうございました。他にご意見ございますか。

(大野委員)

保育園協会の大野でございます。資料3事業番号4「認定こども園の普及」ですが、引き続き

幼稚園からの移行による認定こども園の普及は、もちろんお願いしたいところですが、ぜひ保育所からの移行も検討していただきたいと協会の会員からも要望が出ておりますので、よろしく申し上げます。

(山中会長)

ありがとうございます。今の委員のご発言は、認定こども園の普及について幼稚園から認定こども園への移行は今後も必要かもしれないけれども、保育園からの移行も検討していく必要があるというご意見ですが、担当の方からご発言ございますか。

(のびのび安心子育て課長)

ただいまのご意見でございますが、以前からお話をいただいており十分承知しているところでございます。市といたしまして保育所型認定こども園に踏み切れない事情につきまして、これまでも説明させていただいているところでございます。

繰り返しになりますが、さいたま市を取り巻く就学前の子どもの居場所につきましては、幼稚園と保育所が挙げられます。本市全域でみた場合、就学前児童数が減少傾向になってきている中で、保育所の整備と幼稚園のバランスを考えて行かなくてはならないと考えております。

1号認定を希望する児童は減少している状況になっており、一方で保育を希望する2号認定の児童は増加している状況でございますので、保育所型認定こども園を促進することにつきましては、市としては控えさせていただきたいという理由でございます。よろしく願いいたします。

(山中会長)

ありがとうございます。時間が迫っております。ちょっと戻りますが、先ほどの里親の件に関しましては、後日ご回答をいただけるということでご承知おきいただきたいと思っております。

様々なご意見をいただきました。事業数が多いですが、最初の方でいただいている幾つかのご質問とも被るのですけれども、全体の資料2、資料3を拝見いたしま

して、当たり前ですが評価が A であっても課題があり、B であっても課題がある。

A と B の線引きがよく分からないような気がいたします。指標が違うといえば違うんですけども。これは何故 B なのか、そこにさらに直接的に課題となっていることは何なのか。というのが読み取りにくい文章も散見されるように思います。

そのあたりを、個人的には全体的に見直していただけるとわかり易くなるのかな。と勝手ながら思ったりしております。そのへんが、ちょっと難しいですね。

さらに、「適正な実施」というのが指標になっている事業が多数あります。適正という意味合いも分かりにくいな。ということも個人的には思ったりいたしますので、一つ意見として述べさせていただいたところです。

では、議事 1 につきましては、時間の都合もございますので、ここまでとさせていただきます。委員の皆様のお手元には、資料 7 としまして意見記入用紙と返信用封筒が配布されておりますので、ご意見等ございましたら、こちらの用紙を活用していただき、後日事務局の方にご提出いただきたいと思います。多岐にわたる事業を網羅した内容となっておりますので、ぜひ専門のお立場からご意見をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、つぎに進みます。議事（2）第 2 期さいたま市子ども・子育て支援事業計画骨子案について、執行部からの説明をお願いします。

（子育て支援政策課）

議事（2）第 2 期さいたま市子ども・子育て支援事業計画骨子案について、説明させていただきます。

資料 5 「第 2 期さいたま市子ども・子育て支援事業計画 策定概要」をお手元にご用意ください。

このたび、子ども・子育て支援法に基づき、質の高い幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業等を計画的に実施するため、平成 27 年 3 月策定した「さいたま市子ども・青少年のびのび希望プランーさいたま市子ども・子育て支援事業計画ー」の計画期間が令和元年度末をもって終了するのにあたり、「第 2 期さいたま市子ども・子育て支援事業計画」を令和 2 年 3 月に策定いたします。

「2 計画期間」につきましては、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間で、必要に応じて中間年を目安に見直しを行います。

「3 包含計画」につきましては、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、母子保健の主要な取組を提示する「健やか親子 21（第 2 次）」に基づく「母子保健計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策についての計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含し、本市の子ども・青少年に関する施策を幅広く記載します。

「4 対象」につきましては、すべての子ども・青少年とその家庭、事業者、行政などすべての個人及び団体を対象としています。

「5 記載事項」につきましては、国の基本指針に基づく必須記載事項として、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業について、本市が定める区域ごとに、計画期間における年度ごとの「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」を記載します。

また、任意記載事項として、子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する施策について記載します。

「6 掲載事業」につきましては、法律・基本指針等で必須又は任意として指定されている事業のほか、事業の推進が本市として重要なものであり、令和2年度から令和6年度までの5年間において継続して実施・進行管理をする必要のある事業について掲載します。

「7 推進体制」につきましては、さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（地方版子ども・子育て会議）において、毎年度点検・評価を行ってまいります。

続きまして、資料6「第2期さいたま市子ども・子育て支援事業計画骨子案」をお手元にご用意ください。

2枚めくっていただき、目次をご覧ください。

全体の構成といたしましては、

第1章は、計画策定の背景などの概要

第2章は、さいたま市の現況

第3章は、第1期計画の分析・評価

第4章は、計画策定にむけた課題

第5章は、計画の基本的な考え方

第6章は、施策展開

第7章は、量の見込みと確保方策

第8章は、子どもの貧困対策について、となっております。

それでは、8ページをご覧ください。

「第2章 さいたま市の現況」 「1 人口・家族・社会の状況」では、13ページにかけて、人口、人口構成、初婚年齢、出生時の母の平均年齢、出生数、合計特殊出生率、共働き世帯数、労働力率、未婚率の推移について記載しております。

11ページの「共働き世帯数の推移」をご覧くださいと、平成9年を境に、「雇用の共働き世帯」の数が「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」の数を上回っております。

14ページをご覧ください。

「(11) 家庭類型」につきましては、基礎調査から、国の手引きを基に算出した、タイプ別の現在の家庭類型及び潜在的な家庭類型と子どもの年齢・学年と母親の就労状況についてそれぞれ記載しております。

16ページの「子どもの年齢・学年と母親の就労状況」をご覧くださいと、本市

においては、子どもの年齢が高くなるにつれて、フルタイムの割合が減少し、パート・アルバイトの割合が上昇しています。

17ページをご覧ください。

「2 乳幼児期の教育・保育の状況」では、幼稚園、認可保育所、ナーサリールーム・家庭保育室の施設数や入所児童数、待機児童数について記載しております。

下段の「② 認可保育所等」をご覧くださいと、施設数は第1期計画の中間年にあたる平成29年には待機児童数は0人となりましたが、その後再び増加し、平成31年では393人となっております。

18ページ下段からは、基礎調査の結果として、現在の教育・保育施設の利用状況や、利用希望状況についてのデータを記載しております。

19ページ「② 現在、定期的に利用している教育・保育施設の利用種別」をご覧くださいと、5年前の調査同様「幼稚園」が最も高くなっておりますが、利用率は前回調査と比べ、5.7ポイント減少しております。また、認可保育所の利用率については、前回調査と比べ3.8ポイント増加しています。

24ページをご覧ください。

「3 地域における子育て支援の状況」では、放課後児童クラブの施設数・入所児童数・待機児童数や、地域子育て支援拠点事業の施設数を記載しております。また、基礎調査の結果として、地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望、妊娠・出産に必要なサポート等について記載しております。

25ページの「② 出産後の状況」をご覧くださいと、出産について不安を感じている方は87.1%となっており、不安に思うことについては、「配偶者等不在時に、ひとりで育児がうまくできるか」が79.7%と最も高くなっております。

32ページをご覧ください。

「4 ひとり親家庭の状況」では、母子家庭・父子家庭の世帯数・人員数や、基礎調査の結果として、資格・収入・養育費の状況等について記載しております。

33ページの「② 収入の現況」をご覧くださいと、1年間の就労によって得た収入は、「200万円～300万円未満」が25.4%と最も高くなっております。

また、「③ 養育費の現状」をご覧くださいと、58.2%が養育費の取り決めをしておりますが、養育費の受け取り状況については、「現在も受け取っている」が27.7%に留まっております。

37ページをご覧ください。

「5 子ども・若者の状況」では、不登校児童数の推移や若年無業者数、また、基礎調査の結果として、学校に行きたくないと感じた理由や困りごとや悩みごとの相談先等について記載しております。

38ページの「(4) さいたま市若者自立支援ルーム利用者数の推移」をご覧くださいと、利用者数は増加傾向にあり、年間延べ利用者数は平成29年度に最多の9,300人となっております。

48ページをご覧ください。

「第3章 第1期計画の分析・評価」につきましては、現在、ご審議いただいているところでございますので、素案の段階でお示しする予定です。

56ページをご覧ください。

「第4章 計画策定にむけた課題」では、60ページにかけて、第2章の本市・国等の既存データや、基礎調査の結果、第3章の第1期計画の検証を踏まえた課題を記載しております。

1 乳幼児教育・保育の課題として、

保育需要の増加に対応し、積極的な施設整備や既存幼稚園から認定こども園への移行等による保育の受け皿を拡大及び幼児教育・保育の質の確保・向上

2 子育て支援の課題として、

保護者の就労形態の多様化、核家族化、女性の社会進出等、社会の変化に柔軟に対応するため、地域における子育て支援の充実や事業者との連携によるワーク・ライフ・バランスの推進など、地域社会全体で子育てを支援する体制づくりの推進

3 妊娠・出産・子育て（乳幼児期）に対する課題として

母子保健や子育て支援に関する更なる情報提供体制の強化や相談窓口の周知のほか、母親等の負担感や孤立感を軽減する具体的な支援、また、地域における子育て支援の持続性を確保

4 子ども・若者の課題として

社会生活を営む上で困難を抱えた子ども・若者に対し、必要な支援を行うための地域連携並びに地域における多彩な担い手の育成を推進及びその置かれている状況を克服することができるよう、引き続き必要な対策を講じていくこと

5 ひとり親家庭の課題

ひとり親家庭に対し、引き続き、子育てや生活、就業に関する支援や各種助成の充実など、ニーズに応じた事業の推進

6 社会的養育・児童虐待防止対策の推進

改正児童福祉法の理念や規定を踏まえ、これまで実施してきた「児童虐待防止対策」及び「社会的養護施策」の点検及び必要に応じた見直し

7 障害児施策の課題

保育施設等における障害児保育の推進にあたって、保育の量的拡大に対応した新たな受け皿の確保及び総合療育センターの機能の拡充、を挙げております。

62ページをご覧ください。

「第5章 計画の基本的な考え方」の「1 計画の基本理念」をご覧ください。第2期計画は、第1期計画の後継計画として、基本理念を継承し、「子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考え、未来を担うすべての子ども・青少年が輝いて生きられるまち」を目指してまいります。

63ページをご覧ください。

「2 計画の視点」でございますが、次代を担う子ども・青少年が自身の力を生かし、その個性を尊重され生き生きと輝きながら成長し、自立できるように「子ども・青少年が主体の視点」、虐待、障害、貧困、家族の状況、その他の事情により社会的な支援の必要性が高い者を含め、子ども・青少年とその家族に対して支援していく「すべての子ども・青少年・家庭を支援する視点」、家族、地域、事業者、行政等社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・青少年に対する関心や理解を深め、互いに助け合い、いたわりあい、支えあいながら、子ども・青少年を社会全体で支援する「社会全体で支援する視点」という3つの視点で計画を策定してまいります。

64ページをご覧ください。

「3 基本目標」でございますが、第4章の課題を踏まえ、

- I 親と子が共に健やかに暮らせるまちづくり
- II 子育てがしやすい環境づくり
- III 専門的な知識・技術を必要とする子ども・家庭への支援の充実
- IV 子ども・若者の健全育成
- VI ひとり親家庭等への自立支援の充実
- VII 子どもの貧困対策、の6つを基本目標としております。

なお、VIの「子どもの貧困対策」については、平成30年3月に現計画に新しく第6章として掲載したことから、基本目標等については改定を行わず、掲載事業等について追加等を行う予定です。

70ページの「4 施策の体系」につきましては、基本目標とそれに対する事業を一覧とした体系図を記載する予定です。

「第6章 施策展開」については、骨子案が確定してから事業の洗い出しを行ってまいります。

「第7章 量見込みと確保方策」については、次回の分科会でお示しする予定です。

巻末資料については、計画策定にあたっての検討スケジュールや分科会委員名簿等について掲載する予定です。

このたびは、第2期計画の全体の構成及び第5章計画の基本的な考え方について特にご意見いただければ幸いです。

以上、簡単ではございますが、第2期子ども・子育て支援事業計画骨子案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(山中会長)

ただ今ご説明いただきました全体の構成と第5章の計画の基本的な考え方につきまして、ご意見をいただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(鈴木文子委員)

鈴木でございます。ひとり親家庭の課題のところ、59ページになります。養育費を出すようにと離婚届には書かれました。離婚をした女性の施策をいろいろ

やられていると思いますが、離婚をした男性に養育費はあるんだよ。というような教育体系的なことを行政が行うというのは、いけないんでしょうか。そういう意識が男性側にあまりにもないから、離婚をした女性が子どもを育てる。いろいろないきさつがあり、きちんと養育費を払っている常識のある男性もいらっしゃいますが、もう少し男性の意識を教育するようなことはどうなんでしょうか。養育費を貰っている方と貰っていない方の差というのが判らないので、どうなのかと思っております。

(山中会長)

ありがとうございます。ご回答いただけますか。

中々データ的には見えにくいところですね。

(子育て支援政策課長)

ただ今のご意見につきまして、市といたしましても広報を行うなどの施策を行っておりますが、計画の中で数値などについてお示しをするのは難しいと考えております。男性に対する養育費の周知広報につきましては、個々の事業の中で検討させていただければと思います。

(山中会長)

平成30年度の進行管理のところに關わるんでしょうか。そこで、鈴木委員にはご意見を書面でいただけるとありがたいと思います。

他にいかがでしょうか。

— 発言なし —

議事の一つ目の進行管理についてのところでの皆様のご意見の結果も反映されていくことになるのかとも思いますので、ぜひそのあたりで書面等を出していただきながら今後の計画につなげていければいいのではないだろうかという気もいたしますけれども、現時点ではよろしいでしょうか。

— 発言なし —

それでは、議事2につきましてはここまでとさせていただきます。

こちらにつきましても、ぜひ意見記入用紙に記入していただきまして事務局までよろしく願いいたします。これだけご専門の異なる方が一同に会することはないかと思っておりますので、たくさん寄せていただければと思います。よろしく願いします。

それでは、議事(3)その他でございますが、委員の皆様から何かございますか。

— 発言なし —

特にないということではよろしいですか。では、事務局から何かありますか。

— 発言なし —

なしということですので、以上を持ちまして、本日の議事は終了となります。

委員の皆様には、会議の進行につきましてご協力ありがとうございました。

今後は、先ほど執行部から説明がありましたとおり、第2期さいたま市子ども・

子育て支援事業計画の策定を行ってまいります。委員の皆様には引き続きご協力をお願いいたします。

それでは、進行を事務局にお戻しします。

【閉 会】

(事務局)

山中会長並びに委員の皆様、本日は貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。

先ほど、会長からも説明がありましたが、意見記入用紙と返信用封筒を配付してございますので、ご意見等がございましたらこちらの用紙をご活用いただき、7月23日の火曜日までに事務局へ郵送、FAX、またはメール等でいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお、次回の分科会ですが、8月28日水曜日午前10時から、ときわ会館5階大ホールにて開催をさせていただく予定としております。正式な開催案内につきましては、改めて発送させていただきますので、ご出席いただきますようお願いいたします。また今年度につきましては、先ほどご説明させていただきましたが、計画の改定を予定しておりますことから、第3回を11月頃、第4回を3月頃に分科会を開催させていただく予定でございますので、別途ご案内をさせていただきます。。

何卒よろしくお願いいたします。

それでは、以上を持ちまして、令和元年度第1回さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。